

令和6年度（2024年度）

【令和6年4月1日以降対象設備設置者用】

（設置後6か月を経過していない設備）

新エネルギー・省エネルギー 設備設置助成金

地球温暖化対策を推進するため、市民の皆さんが自ら設置する次の設備の設置費の一部を助成します。※令和6年度から、「既築」建物に設置する設備のみが本助成金の対象設備です。

| 設備区分 | 対象設備 | 助成額 |
|-----------|---------------------------------|--|
| 新エネルギー設備 | 1.太陽光発電設備 | $\frac{2 \text{万円 (1kW あたり)}}{\times}$ 設備の公称最大出力量 (kW) (小数点以下第2位切り捨て) 上限 10 万円 |
| | 2.風力発電設備 | |
| | 3.蓄電池 (太陽光発電設備あり) | 5万円 |
| 太陽熱利用システム | 4.強制循環式 ソーラーシステム | 5万円 |
| | 5.自然循環式 太陽熱温水器 | 2万円 |
| 高効率給湯器 | 6.自然冷媒 ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) | 2万円 |
| 省エネルギー設備 | 7.高断熱窓・高断熱玄関ドア | 材料費、設備費及び工事費の 合計費用の1/8（上限25万円） |

※対象設備の条件等、詳細に関しては次ページでご確認ください。

この事業は、皆様からの寄付金等を積み立てた、三鷹市環境基金を活用しています。



② 対象設備について

⊕ 【全設備共通】

- ・国や東京都の助成対象となった設備についても対象になります。（国や東京都の補助金額の合算が助成対象経費を超えないこと）
- ・「設置後6か月を経過した設備」、「新築時に設置した設備」、「中古品の設備」、「転売を目的とする設備」、「無料で設置した設備」は助成対象となりません。

⊕ 【新エネルギー設備】

- ・可搬式の設備等の固定されていないものは対象外です。

⊕ 【蓄電池】

- ・太陽光発電設備が設置してあり、太陽光発電設備と蓄電池が連携し、太陽光発電設備からの電気を蓄えて使用する場で、国の補助金対象として認められている設備（「一般社団法人環境共創イニシアチブ」に登録）に限り申請することができます。
- ・太陽光発電設備と同時設置の場合も申請できます。

⊕ 【高断熱窓・高断熱玄関ドア】

- ・高断熱窓は、「公益財団法人北海道環境財団」に登録されている製品が対象です。「公益財団法人北海道環境財団」のホームページ等でご確認ください。
- ・1つ以上の居室ごとに原則外気に接するすべての窓に設置する高断熱窓が助成対象です。非居室（トイレ、浴室、廊下、階段、玄関等）のみは助成対象外です。
- ・高断熱玄関ドアは、国の補助金対象として認められている設備（「一般社団法人環境共創イニシアチブ」に登録）に限り申請することができます。「一般社団法人環境共創イニシアチブ」のホームページ等でご確認ください。
- ・高断熱玄関ドアのみは、助成対象外です。
- ・高断熱窓・高断熱玄関ドアの申請は設置前後の写真が必要です。

⊕ 【太陽熱利用システム】

- ・「一般財団法人ベターリビング」の優良住宅部品（BL部品）の認定を受けており、かつ給湯を行うものに限ります。

⊕ 【備考】

- ・現在その他の設備として、「市長が認める設備」はありません。

③ 助成対象者

⊕ 次の全ての項目に該当する方

- ・三鷹市民または三鷹市内に事業所等を有する方
- ・市税に滞納がない方
- ・対象設備を自ら所有する設置者
- ・対象設備を設置した日の翌日から起算して5年間は、当該設備を廃止、譲渡その他処分をしない方

※市内に事業所等を有する方は、太陽熱利用システムと高効率給湯器は助成対象外です。

④ 予算について [令和6年度（2024年度）予算額] 13,000,000円

- ⊕ 助成金の交付は予算の範囲内で行われます。事前に市のホームページやお電話で、執行状況をご確認いただくことをお勧めします。

② 手続きの流れ



- 申請後 30 日以内に交付（不交付）決定
- 請求書提出後、約 1 か月で指定口座へ振込
- 交付（不交付）決定通知書を申請者へ郵送
- 振込の通知はしていません

③ 申請期間

- ✦ 設置日から起算して 6 か月以内。なお、設置日とは保証書の保証開始日を指します。（太陽光発電設備の場合は、モジュールの設置日を起算日とします。）
- ✦ 申請期間内であっても受付が終了していることもありますので、事前に予算残額をご確認ください。

④ 交付申請及び提出について

- ✦ 申請書に必要な書類（申請書裏面参照）を添付して、環境政策課窓口へ提出してください（郵送不可）。申請は設備の設置後になります。
- ✦ 添付書類の詳細については、別紙「添付書類について」をご確認ください。
- ✦ 設置後 6 か月が経過していない場合は、令和 5 年度に設置した設備であっても、申請が可能です。申請書類一式は、本パンフレットとは別の令和 6 年 3 月 31 日までに対象設備設置者用（設置後 6 月が経過していない設備）の申請書類にご記載ください。
- ✦ 提出書類の内容で原則審査を行います。ただし、申請内容によっては、現地確認を行うことがあります。審査後、交付、不交付を決定し、書面にてお知らせします。
- ✦ 設置に要した費用が助成額を下回った場合は、その設置費が助成額となります。
- ✦ 同一の対象設備の設置について重複して申請することはできません。
- ✦ 消せるボールペンは使用できません。
- ✦ 交付決定後にご提出いただく「請求書」を、申請時にお預かりすることも可能です。（申請時の必要書類ではありません。）不交付となった場合は返却致します

太陽光発電設備の「助成額」の計算

～太陽光発電設備のみの場合～

2 万円（1kW あたり）× 設備の公称最大出力量（kW、小数点以下第 2 位切り捨て）
＝ 助成額（上限 10 万円、千円未満切り捨て）

[例] 3.47kW の場合 2 万円×3.4kW＝6.8 万円 ⇒ 助成額 6.8 万円

5.62kW の場合 2 万円×5.6kW＝11.2 万円 ⇒ 助成額 10 万円

※パワーコンディショナーの定格出力が太陽光パネル（モジュール）の出力量に満たない場合、パワーコンディショナーの定格出力が太陽光発電設備の出力となります。

⑤ ご協力をお願い

- ✦ 助成金の交付後、データ等の提供をお願いすることがあります。
- ✦ 設備の写真やデータ等を、広報みたかや出版物に掲載することがあります。
- ✦ 太陽光発電パネルの設置による近隣とのトラブル（反射、落雪等）が増えています。設置に際しては近隣への配慮をお願いいたします。

～助成対象設備はこんな設備です～

太陽光発電設備

太陽電池（太陽光パネル、モジュール）を用い、直流の電気を発生させ、パワーコンディショナーを経由して、住宅などに電気を供給します。発電過程において有害な排気ガスや二酸化炭素を排出しない、クリーンな発電設備です。

蓄電池

電気を蓄え、必要な時に使うことができる機能を持った電池です。助成対象である蓄電池は、太陽光発電設備からの電気を蓄えて、夜間や停電時などに蓄えた電気を使うことができます。これにより、太陽光発電設備の電気の自家使用を進めたり、電力使用量が一定の時間に集中することを防ぐピークカット、ピークシフトにつなげたりすることができます。

太陽熱利用システム

太陽の熱で給湯や暖房など比較的低温で利用される熱を賄う設備です。家庭で使用されるエネルギーの約50%は、給湯や暖房などの熱エネルギーです。屋根に太陽熱を受ける機器をのせて、そこで暖めた空気や液体を床に送ったり、水をお湯に変えて台所やお風呂場に送ったりすることで、省エネ、エコにつながります。

自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

空気の熱を活用してお湯を沸かします。投入する電気エネルギーの3倍以上の熱エネルギーを得ることができ、大きな省エネルギー効果を期待できます。

高断熱窓・高断熱玄関ドア

外気温が伝わりにくくなるため、冷暖房の消費エネルギーが抑えられ、省エネになり、光熱費が安くなります。熱中症やヒートショック等も予防できます。温度差による結露やカビ・ダニの発生が減少し、建物や健康への影響を抑えることができます。

●高断熱窓設置者の声

- ・部屋の寒暖差が減り、快適さが増した。
- ・結露がなくなった。密閉されているため部屋が暖かい。音が少し軽減されたが、全く音がなくなったわけではない。
- ・リフォーム後、部屋が暖かくなった。冬にガスストーブ16℃設定でも部屋の温度が23℃になる。
- ・世間で電気代が上がっているため、電気代が下がった実感はない。
- ・2重窓なので、開け閉めが面倒である。

【申請先・お問い合わせ先】

三鷹市生活環境部環境政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

☎ 0422-29-9612